

加古川市立加古川養護学校給食調理業務委託
プロポーザル募集要領（公募型）

加古川市教育委員会教育総務部
学務課

（令和5年8月）

1 趣旨

加古川市においては、平成14年度より、学校給食調理業務を順次民間事業者に委託しており、加古川養護学校においても平成24年度から民間事業者への委託を開始した。

加古川養護学校における学校給食調理業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する従事者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：加古川市立加古川養護学校給食調理業務委託
- (2) 業務の目的：安全・安心でおいしい給食を幼児、児童及び生徒に提供する。
- (3) 業務内容：学校給食の調理、衛生管理及びそれらに付帯する業務
- (4) 履行期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 施行予定額（予算額）

- ・ 3年間総額の提案上限額

136,362,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- ・ 年度毎の提案上限額

令和6年度 45,454,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和7年度 45,454,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

令和8年度 45,454,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※提案額は、各年度の提案上限額を上限に、各年度で毎月均等払い（8月を除く）を条件として、見積もること。

4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川市立加古川養護学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行うものとする。

6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。

- (3) 市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりにする。

7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

入札参加資格	<p>加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 市税を滞納していないこと。</p> <p>(3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。</p>
入札参加停止措置	<p>プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までの期間において、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p>
学校給食の実績	<p>令和5年4月1日時点で、学校給食施設における回転釜を用いた調理業務の受託実績を、平成25年度以降に3年以上有していること。</p> <p>※学校給食施設とは文部科学省の定める「学校給食実施基準」及び「学校給食衛生管理基準」を満たした施設を指す。</p> <p>※年数の計算は、複数施設の合算を可とし、期間は連続していなくてもよいが、期間が重複している部分は、合算できない。</p> <p>また、令和5年4月1日以降の期間については計算に含めることはできない。</p>
えん下調整食の実績	<p>令和5年4月1日時点で、特別支援学校、病院、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院または介護療養型医療施設において、えん下調整食の調理を含む調理業務の受託実績を、平成25年度以降に1年以上有していること。</p> <p>※年数の計算は、複数施設の合算を可とし、期間は連続していなくてもよいが、期間が重複している部分は、合算できない。</p> <p>また、令和5年4月1日以降の期間については計算に含めることはできない。</p>
事故の有無	<p>令和2年4月1日以降、学校給食調理業務において食品衛生法の規定に基づく営業許可の取消し、営業の禁止または営業の停止の処分を受けていないこと。</p>

経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。 <p>ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。</p>
契約相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
その他	公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと。

8 説明会

説明会は開催しない。

9 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（様式A-8）に質問事項を記載のうえ、令和5年10月11日（水）17時までに、電子メールにより「18 問い合わせ先」に送信すること。メールの件名は「加古川市立加古川養護学校給食調理業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。

※ 現場確認を希望する場合、質問事項として記載すること。

- (2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」（様式B-3）により、参加者全員に電子メールで、令和5年10月18日（水）17時までに回答する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

10 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」（様式A-1）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり市に提出すること。

① 関係書類

- ・法人等概要票（様式A-2）
- ・業務実績調書（学校給食）（様式A-3）

業務実績を証する契約書等の写し

※（様式A-3）に記載した内容（契約先・受託期間・業務名・施設名・調理に回転釜を用いていること）が分かる資料（契約書・仕様書・図面等）についても提出すること。

- ・業務実績調書（えん下調整食）（様式A－4）
業務実績を証する契約書等の写し
※（様式A－4）に記載した内容（契約先・受託期間・業務名・施設名・契約にえん下調整食の調理が含まれていること）が分かる資料（契約書・仕様書等）についても提出すること。
- ・加古川市市税確認承諾書（様式A－5）
（課税の有無にかかわらず、提出すること。）
- ・誓約書（様式A－6）
- ・国税納税証明書「その3の3」
（写し可、令和5年7月2日以降に発行したものに限る。）
- ・法人等概要（パンフレットなど任意）

② 提出先：「18 問い合わせ先」

③ 提出期限：令和5年9月22日（金）17時必着

④ 提出方法：直接学務課窓口へ持参か、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

※提出期限を過ぎた参加表明書は受け付けない。

※郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加表明者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」（様式B－1）又は「参加資格審査結果通知書」（様式B－2）により、令和5年10月2日（月）までに参加表明者に発送するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって本市に説明を求めることができるものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式A－7）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、提案書提出締切日までに市に提出するものとする。

1.1 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び「企画提案書作成要領」等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。提案は1者につき1件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

① 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式C－1）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

② 企画提案書

企画提案書作成要領を参照のうえ、同要領に規定する項番順に作成すること。
用紙はA4とし、左側綴じによりバインダー等で綴じること。また、ページ番号を連番で付し、項番に対応したインデックスラベルを貼付すること。

③ 見積書及び見積内訳書

履行期間内（3年間）に本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成する（様式は任意。代表者職氏名を記載し、押印のこと）。金額は消費税及び地方消費税を含まない額を見積額とし、3年総額に加え単年度の内訳も記載すること。

また、見積内訳書には、その積算内訳を業務別に記載すること。

(2) 提出部数

- ・ 正本 1部
- ・ 副本 10部

(3) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和5年10月25日（水）17時必着

方法：直接学務課窓口へ持参か、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

場所：加古川市役所 新館8階 教育総務部 学務課
加古川市加古川町北在家2000番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

1.2 プレゼンテーションによる審査

(1) 企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーションを実施する。

※ 詳細は、各者に別途連絡する。

場所：加古川市役所 新館9階 191会議室（予定）

時間：準備5分、説明30分以内、質疑20分を予定

ア プレゼンテーションは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用してもよい。

ウ 参加者の出席者は3名以内とする。

エ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

オ 市が質問した内容の回答においては、企画提案書に記載していない内容においても、提案として採点に含めることができる。

カ 企画提案書作成要領に規定する項番順にならって提案すること。

(2) 企画提案書等の書類およびプレゼンテーション内容について採点し、契約候補者等を選定する。

ア 契約候補者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式B-4）により通知する。

イ 次点者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式B-5）により通知する。

ウ 上記ア及びイ以外の者への通知

「プロポーザル選定委員会審査結果について（通知）」（様式B-6）により通知する。

(3) 上記(2)の通知は、審査終了後、7日以内に通知する。

(4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって市に説明を求めることができるものとする。

1.3 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙採点基準表により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、総合評価点のうち見積価格点を除いた1,050点満点中の630点に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

1.4 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

市は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額に消費税及び地方消費税を加えた額を超えないこととする。

ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

（契約に当たっては、消費税法の規定に則した税率の消費税及び地方消費税を含んだ額で契約することとし、また、履行期間中において消費税法の改正等により税率の変更がある場合は、その変更に応じて変更契約を締結するものとする。）

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

(4) 代行保証人について

契約締結時には業務の履行を継続できなくなった場合、業務契約を継続して行うことのできる「7 参加資格要件」を満たす代行保証人を確保すること。

(5) 契約保証金について

契約締結時は、契約金額（3年総額）の10分の1に相当する保証金を納付すること。ただし、契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき等は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

また、契約保証金の納付は、金融機関が振出し又は支払保証した小切手等の提供をもって、これに代えることができる。

1.5 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和5年9月22日（金） 17時まで（必着）	様式A-1～6 必要書類	参加希望者 ⇒市
参加資格審査結果の通知	令和5年10月2日（月） までに発送	様式B-1又は 様式B-2	市⇒参加希望者
質問締切	令和5年10月11日（水） 17時まで	様式A-8	参加者⇒市
質問に対する回答	令和5年10月18日（水） 17時まで	様式B-3 メールで回答	市⇒参加者
企画提案書提出	令和5年10月25日（水） 17時まで（必着）	様式C-1～7 必要書類 ※正本1部 副本10部	参加者⇒市
実施日程通知	令和5年10月30日（月） までに発送		市⇒参加者
プレゼンテーション（予定）	令和5年11月13日（月）		
選定結果の通知（予定）	令和5年11月20日（月） までに発送	様式B-4～6	市⇒参加者
契約候補者との協議（予定）	令和5年12月1日（金） まで		
次点者との協議（予定）	令和5年12月8日（金） まで ※1		
契約締結日（予定）	令和5年12月22日（金）	（契約書）	
業務の履行開始	令和6年4月1日（月）		

※1 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

1.6 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

1.7 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
 - ② 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ④ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 仕様書等内容の詳細については、本業務以外の利用は認めない。
- (6) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (7) 提出された企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (8) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (9) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (10) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

1.8 問い合わせ先

加古川市役所 教育総務部 学務課（加古川市役所 新館8階）

住 所：加古川市加古川町北在家 2000 番地

担 当：丸山、尾西

電 話：079-427-9590（直通）

F A X：079-421-4422

E-mail：gakumu@city.kakogawa.lg.jp

19 施行期間

本要領は、令和5年8月24日から施行し、選定委員会が契約候補者等の選定を終了したことをもって廃止する。

以上